（証明書の様式）

第三十八条　法第五十九条において準用する法第二十九条第三項の証明書は、別記第十五号様式による。

（削る）

（削る）

（新設）

（聴聞の方法の特例）

第二十五条　都道府県知事は、法第三十三条第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、あらかじめ、処分に係る聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

（団体の届出）

第二十六条　法第三十五条第一項の団体は、その設立の日から二週間以内に、次に掲げる事項を観光庁長官に届け出なければならない。

一　目的

二　名称

三　設立年月日

四　法人の設立について許可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称

五　事務所の所在地

六　役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所

七　社団である場合には、構成員の氏名（構成員が社団又は財団である場合には、その名称及び役員又は代表者若しくは管理人の氏名）

八　観光庁長官の許可に係る法人以外の社団又は財団にあつては、定款若しくは寄附行為又は規約

2　前項の規定により届出をした団体は、同項各号に掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨を書面で観光庁長官に届け出なければならない。

3　第一項の規定により届出をした団体が解散したときは、解散のときの役員又は代表者若しくは管理人は、二週間以内に、その解散事由を観光庁長官に届け出なければならない。

第一号様式（第四条第一項関係）

（全国通訳案内士試験第　号）

合　格　証　書

本籍・国籍

氏　名

年　月　日生

通訳案内士法による全国通訳案内士試験（受験外国語　語）に合格したことを証する。

年　月　日

観光庁長官

観光庁長官試験事務代行機関

独立行政法人国際観光振興機構理事長　印

第一号様式（第四条第一項関係）

（通訳案内士試験第　号）

合　格　証　書

本籍・国籍

氏　名

年　月　日生

通訳案内士法による通訳案内士試験（受験外国語　語）に合格したことを証する。

年　月　日

観光庁長官

観光庁長官試験事務代行機関

独立行政法人国際観光振興機構理事長　印